



府 総 第 57 号

平成31年1月25日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

内閣府大臣官房総務課長



平成31年「桜を見る会」に対する協力について（依頼）

来る4月13日（土）午前8時30分から午前10時30分までの間、新宿御苑において、内閣総理大臣主催の「桜を見る会」が開催されます。

つきましては、当日、午前10時30分までは招待者以外の方の入園はできませんので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

「桜を見る会」開催要領

平成31年1月25日(金)  
内閣官房  
内閣府

- 1 期 日 平成31年4月13日(土)
- 2 場 所 新 宿 御 苑
- 3 主 催 内 閣 総 理 大 臣
- 4 方 法 招待者は、当日午前8時30分から午前10時30分までの間、随時入園  
参観する。  
この間、来会者のために、茶菓の接待をする。  
(なお、当日の新宿御苑は、招待者以外の方については午前10時30分  
から開園する。)
- 5 招待範囲 皇族、元皇族  
各国大公使等  
衆・参両院議長及び副議長  
最高裁判所長官  
国務大臣  
副大臣及び大臣政務官  
国会議員  
認証官  
事務次官等及び局長等の一部  
都道府県の知事及び議会の議長等の一部  
その他各界の代表者等  
計 約 1万人
- 6 服 装 平 服
- 7 その他 豪雨、その他諸般の事情により中止する必要があると認める場合、内閣  
官房長官が決定する。  
(1) 中止の場合も、当日午前10時30分までは、新宿御苑を招待者のた  
めに開放し、茶菓を供する。  
(2) 小雨のときは、決行する。